

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人岩手県社会福祉士会(以下「本会」という。)からの情報配信システム(以下「システム」という。)において、本会および日本社会福祉士会、各関係団体からの情報提供、研修案内等を、迅速かつ適切に会員に配信することにより、迅速な情報提供に寄与することを目的とする。また、登録された個人アドレス情報は情報一斉配信の他、ブロック・委員会活動など本会の活動に関する会員相互の連絡、情報提供のため使用する。

(管理・運営)

第2条 本システムの管理運営を行う管理者は事務局長とし、本要綱に則って登録者に対し必要な注意喚起・警告等を行う。また禁止事項、コンピューターウイルスへの感染その他、運営に支障をきたす事象の回避などを目的として、登録者のシステムへの登録を解除することができる。なお管理者は管理運営に関する庶務を事務局に委託できる。

(本システムへの登録資格)

第3条 日本社会福祉士会および岩手県社会福祉士会正会員とする。

(利用登録)

第4条 システムの利用登録は次の各号により行われる。

- (1) 日本社会福祉士会入会申込情報をもとに、個人情報(住所、電話番号、メールアドレス)を岩手県社会福祉士会事務局長が管理する。登録は原則、個人のメールアドレスとする。
- (2) 管理者は、会員名簿等の記載内容と照らし、確認のうえ速やかに登録手続きを行う。ただし、入会申込の記載内容と名簿に異があるとき、その他責任者がシステムの運営上、本登録手続きを行うことにより支障が生じるおそれがあると認めるときは、会員へ照会の上登録を行う。
- (3) 会員よりメールアドレスの変更等の申し出があったときも同様に登録変更手続きを行う。

(登録解除)

第5条 登録者が次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を失うものとする。

- (1) 本会を退会もしくは会員資格を喪失したとき
- (2) 登録解除の申し出があったとき
- (3) システムを通じて得た情報を用いて、他に不利益を及ぼしたとき
- (4) 本要綱に基づいた管理者の注意・指示に従わないとき
- (5) 上記(3)もしくは(4)と同程度の行為を行い、かつ、管理者が必要と認めたとき

なお上記(1)(2)の場合を除く登録解除は、正副会長会議の決議を経て最終決定とする。なお急な対応を要する場合、正副会長会議の開催前に管理者権限でメーリングリストの投稿および配信を一時的に停止できる。登録解除されたあと後の再登録に関しては、本人から申し出があった場合、正副会長会議で検討、可否の決定を行う。

(注意事項)

第6条 本システムへの事務局からの投稿は登録者全員に配信され、各会員からの一斉配信・返信はできない。会員からの情報提供など配信を希望する場合は事務局へ申し出、内容が当システムの趣旨に反しない限り配信を行う。

(禁止事項)

第7条 本システム利用に当たり、以下の行為を禁止する。

- (1) 公序良俗、法令に違反する内容を含む情報の提供
- (2) 会員の個人的な情報を外部に漏らす行為
- (3) 会員や第三者の著作権を侵害する行為
- (4) 本会、会員や第三者に不利益を与える行為
- (5) 第三者を誹謗中傷する行為
- (6) 本システムの趣旨から外れた商業利用の宣伝行為
- (7) 特定の宗教や政治に関する発言や勧誘

(損害の免責)

第8条 本システムから得られた情報は自己の責任で使用する事とし、利用により生じた損害等に関して、その理由の如何を問わず、本会は一切賠償の責任を負わない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項のある時は、事務局長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第10条 この要綱の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この要綱は、2019(令和元)年9月1日から施行する。

(2019年度第2回理事会 承認)

附 則

この要綱は、2023年4月15日から施行する。

(2023年度第1回理事会 承認)